

平成23年度島根県食品衛生監視指導計画（概要）

計画の位置付け

- | | |
|-----------|---|
| ○ 根拠 | 食品衛生法第24条第1項 |
| ○ 考え方 | 「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（厚労省）に基づき本県における、食品の生産、流通、製造・加工の実情及び食中毒等の発生状況等を考慮し作成する。 |
| ○ 計画の適用範囲 | 島根県内 |
| ○ 計画の期間 | 平成23年4月1日～平成24年3月31日 |

第1 監視指導の実施に関する基本的方向

1. 行政、食品等事業者及び消費者の役割分担
 - 都道府県の責務：監視指導その他様々な施策の策定・実施、正しい知識の普及など
 - 食品等事業者：第一義的責任者として、知識・技術の習得、自主管理の徹底
 - 消費者の役割：知識と理解を深め、施策に対する意見の表明
2. 生産段階の食品安全規制との連携確保
 - 生産から消費に至る一貫した安全対策
(農薬、動物用医薬品の使用規制、家畜伝染病対策との連携強化)

第2 監視指導の実施体制等に関する事項

1. 監視指導の実施体制等に関する基本的事項
 - 県内7保健所等に配置されている食品衛生監視員による監視
 - 県内3保健所に配置されている食品衛生機動監視グループによる専門的・広域的な監視
2. 国及び他の都道府県等との連携確保に関する事項
 - 広域流通食品及び輸入食品における違反情報、食中毒情報等の共有、連携強化
3. 農林水産部局等他部局との連携確保に関する事項
 - 「島根県食育・食の安全推進会議」による全庁的な食の安全対策の推進
 - 残留農薬等各種検査情報の共有、生産段階での指導推進
4. 試験検査実施機関の体制の整備等に関する事項
 - 保健環境科学研究所、浜田保健所、隠岐保健所、食肉衛生検査所及び民間の登録検査機関で検査を実施
 - 各検査機関にGLP^{※1}を導入、検査結果の信頼性を確保

第3 監視指導の実施に関する事項

1. 重点的に監視指導を実施する項目

製造基準、施設基準の遵守状況の確認、一般的衛生管理の実施状況の確認のほか、下記事項について重点的に監視指導

- H A C C P^{※2}の概念に基づいた、危害分析とその発生防止措置の実施状況の確認
- 消費・賞味期限の設定方法の確認
- 食中毒予防対策の実施状況の確認
- 適正表示の実施状況の確認
- 記録の作成及び保存状況の確認
- 食品等自主回収報告制度の推進
- 猪肉の処理に係る衛生管理ガイドラインの普及及び実施状況の確認

2. 施設への立入検査に関する事項

- 重点監視対象施設：大量調理施設、広域流通食品製造業を優先的に監視
- 重点監視期間：夏期の食品衛生強化月間（7月中）

年末の食品衛生強化月間（12月中）

● 年間立入検査計画

保健所管内	松江	雲南	出雲	県央	浜田	益田	隠岐	合計
計	3,040	1,290	2,500	1,520	1,990	1,520	880	12,740

3. 食品等の収去検査等に関する事項

- 県内に流通する食品の成分規格、使用添加物、農産物の残留農薬等について検査
- 輸入食品の残留農薬検査を強化

検査 予定数	成分規格等		残留農薬		食肉検査		計
	理化学	細菌	県内	輸入等	抗生物質等	細菌	
乳類*	28	20	14				62
肉卵類*	20	30	45		100	130	325
魚介類*	75	75	17				167
野菜等			50	50			100
その他加工品	215	285					500
計	338	410	126	50	100	130	1,154

* : 加工品を含む

第4 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項

1. 食品衛生管理者、食品衛生責任者の設置

- 食品衛生管理者及び食品衛生責任者による自主管理体制の促進

2. 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

- 自主検査、記録の作成・保存の促進
- 食品衛生推進員^{※3}による飲食店等への助言
- 食品衛生協会食品衛生指導員による巡回指導（内部点検）の実施

3. 食品等事業者による適正な食品表示の推進

- 県ホームページ上の「島根県食品表示ポータルサイトの利用促進」

第5 関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項

1. 県民への情報提供及び苦情相談の実施
 - 監視指導結果、食中毒事例等の情報提供
 - 県内各保健所で苦情相談を実施、関係部局間の連携強化
2. 消費者への食品による危害発生防止のための情報提供
 - 食中毒予防のための情報提供（ＴＶスポット、食中毒警報）
 - 消費者講習会の開催
3. 関係者相互間の意見交換
 - 食品関係者（食品等事業者、消費者、行政）間の意見交換会の開催
 - 消費者による食品関係施設立入

第6 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

1. 食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員、食品等検査担当職員等の関係職員の資質向上
 - 食品衛生監視員研修等の開催、厚生労働省等の開催する研修へ職員派遣
2. 食品衛生管理者、食品衛生責任者等の自主的衛生管理を担う者の養成及び資質向上
 - 食品衛生責任者講習会等の開催
 - 食品関係営業者、従事者講習会の開催
 - 食品衛生推進員研修会の開催

用語解説

※1 G L P（信頼性確保システム）

試験検査施設ごとに運営管理、試験設備、試験計画、内部監査体制、外部精度管理、信頼性保証体制、試験結果等をチェックし、試験検査成績の信頼性を確保する制度

※2 H A C C P

食品衛生上の危害防止と適正な品質管理のために、食品の原材料から製品として出荷されるまでの各工程に潜在する危害を予め分析し、危害の発生防止対策を講ずるとともに、特に重点的に管理する工程については連続的に管理・記録し、製品の安全性を保障するシステム

※3 食品衛生推進員（平成22,23年度推進員 643名）

食品衛生法第61条第2項の規定に基づき、食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、都道府県知事の委嘱を受けた者

委嘱された食品衛生推進員は県の施策に協力して、飲食店等の食品関係事業者に対する助言等の活動を行う